

古物営業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案要綱

一 古物営業法施行令の一部改正

古物営業法施行令（平成七年政令第三百二十六号）について、古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号。以下「改正法」という。）の施行に伴う規定の整理を行うこととする。（第一条 関係）

二 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）について、改正法の施行に伴う規定の整理を行うこととする。（第二条関係）

三 施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和二年四月一日）から施行することとする。（附則関係）